

特定健診・特定保健指導を必ず受けましょう！

特定健診は、40歳以上の組合加入者は全て受診対象となりますので、必ず受診して下さい。

当組合でご用意している「生活習慣病健診」「人間ドック」「婦人健診」は、特定健診の検査を兼ねた健診となっております。

また、被保険者の場合（任意継続者は除く）、事業所で実施している定期健康診断に特定健診の検査項目（詳細項目）をプラスして受診いただくと特定健診を受診したことになります。

	被保険者（任意継続者は除く）	被扶養者および任意継続者
対象者	実施年度内（4月1日～翌年3月31日）に 40～75歳となる被保険者及び被扶養者 で、かつ該当実施年度の一年間を通じて当組合に加入している方。ただし、以下の方は対象外となります。 ① 年度途中での加入・脱退（前年度の3月31日までに健康保険の資格を持った方が対象となりますので、4月1日以降に加入された方は対象外となります） ② 妊産婦（妊婦および産後一年未満の方） ③ 海外在住者 ④ 長期入院（6ヶ月以上継続入院されている方） ⑤ 障害施設・介護施設入所者	
健診種別	下記いずれかの健診を受診すると特定健診を受診したことになります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病健診（事業所が取りまとめて実施） ・婦人健診 ・巡回レディース健診 ・人間ドック ・定期健診＋特定健診詳細項目 ※特定健診詳細項目のみ健保負担となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病健診 ・婦人健診 ・巡回レディース婦人健診 ・人間ドック ・集合契約による特定健診

<p>申込方法及び受診方法</p>	<p><生活習慣病健診・婦人健診・人間ドック> 当組合の HP に掲載されている直接契約健診機関に直接予約をとり、当組合指定の申込書に記入をし、<u>事業所担当者経由で当組合へ FAX します。</u> ※生活習慣病健診については事業所が取りまとめて行います。</p> <p>後日、当組合より利用通知書が発行されます。 受診の際は、利用通知書を健診機関受付窓口に必ず提出してください。</p> <p><巡回レディース健診> 毎年 5 月に会場一覧と申込用紙が HP に掲載されます。日程および開催場所を選んで申込用紙を委託機関へ送付します。後日、予約受理ハガキが届いたら予約完了です。</p> <p><定期健診＋特定健診詳細項目の追加> 健診受診後、「受診者名簿兼請求書」に追加した検査項目の費用が判る領収書を添付して当組合へ提出。その際、問診 22 項目と健診結果の写しも提出。</p>	<p><生活習慣病健診・婦人健診・人間ドック> <u>被扶養者</u>…当組合の HP に掲載されている直接契約健診機関に直接予約をとり、当組合指定の申込書に記入をし、<u>事業所担当者経由で当組合へ FAX します。</u> <u>任意継続者</u>…当組合の HP に掲載されている直接契約健診機関に直接予約をとり、当組合指定の申込書に記入をし、<u>直接当組合へ FAX します。</u></p> <p>後日、当組合より利用通知書が発行されます。 受診の際は、利用通知書を健診機関受付窓口に必ず提出してください。</p> <p><巡回レディース健診> 毎年 5 月に会場一覧と申込用紙の入ったパンフレットが配布されます。日程および開催場所を選んで申込用紙を委託機関へ送付します。後日、予約受理ハガキが届いたら予約完了です。</p> <p><集合契約による特定健診> 対象者には、6 月に受診券と集合契約 A の健診機関リストが配布されます。健診機関リストから受診希望先を選んで、直接予約をとり受診します。受診の際は、必ず受診券を健診機関受付窓口に必ず提出してください。</p>
-------------------	--	---